

専決処分事項（東村山市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例）の報告

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）の公布に伴い、東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成29年東村山市条例第11号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成29年5月23日報告

東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分するものとする。

平成29年3月31日

東村山市長 渡 部 尚

東村山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東村山市国民健康保険税条例（昭和35年東村山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の東村山市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

東村山市国民健康保険税条例の
一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 13,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円

(イ) 特定世帯 3,000円

(ウ) 特定継続世帯 4,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

旧 条 例

(国民健康保険税の減額)

第21条 (同左)

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア (同左)

イ (同左)

(ア) (同左)

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

ウ (同左)

新 条 例

て 5,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 6,900円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する
者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につい

て 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,400円

(イ) 特定世帯 1,200円

(ウ) 特定継続世帯 1,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額

被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人につい

て 2,160円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額

介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯を除く。）

1人について 2,760円

旧 条 例

エ (同左)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、
33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000
円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する
者を除く。）

ア (同左)

イ (同左)

(ア) (同左)

(イ) (同左)

(ウ) (同左)

ウ (同左)

エ (同左)

新 条 例

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の東村山市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

旧 条 例